575 - 1

旧警戒区域及び旧緊急時避難準備区域内の健康施設にコイン式フィットネス機器等を設置させてもらい、利用者の有償使用に供していた申立人に対して、原発事故による健康施設の営業休止に伴う逸失利益及び旧警戒区域内に設置したフィットネス機器等の財物損害(全額)が賠償された事例。

和解契約書(一部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人株式会社X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、 それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

(1) 損害項目

営業損害(ただし、下記施設における逸失利益)

- ①A(福島県南相馬市原町区〇〇)、
- ②B (福島県南相馬市原町区〇〇)、
- ③C (福島県双葉郡浪江町〇〇)、
- ④D (福島県双葉郡富岡町○○)、
- ⑤E (福島県双葉郡楢葉町○○)

804,146円

(2)期間 自 平成23年3月11日 至 平成24年12月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目に対する和解金として金80万4 146円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(ただし、同項記載の期間に限る。 また、その遅延損害金を含む。)については、本和解契約書に定めるものの外、 当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自が1通ずつ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 平成25年2月15日

(仲介委員 町田行功)

575-2

旧警戒区域及び旧緊急時避難準備区域内の健康施設にコイン式フィットネス機器等を設置させてもらい、利用者の有償使用に供していた申立人に対して、原発事故による健康施設の営業休止に伴う逸失利益及び旧警戒区域内に設置したフィットネス機器等の財物損害(全額)が賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人株式会社X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、 それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

【損害項目】財物損害(ただし、下記施設に設置された器具)

- ①A(福島県双葉郡浪江町〇〇)、
- ②B (福島県双葉郡富岡町〇〇)、
- ③C (福島県双葉郡楢葉町○○)
- 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目に対する和解金として金257万7960円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 確認条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目については、本和解に定める金額 を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途 損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自が1通ずつ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 平成25年7月18日

(仲介委員 町田行功)